

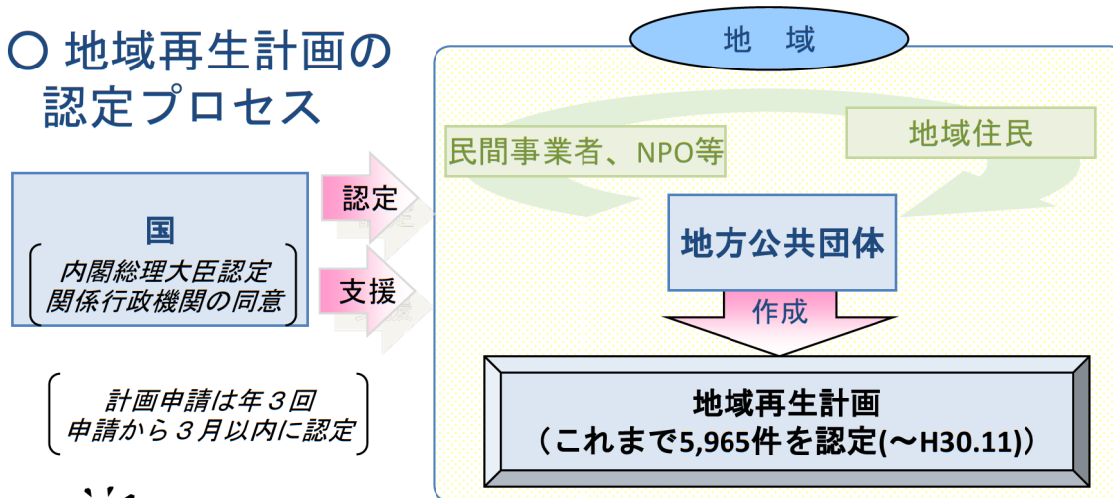
主な支援措置メニュー

- **地域再生法に基づく支援措置** (※印はH30年改正で創設・拡充)
- ① **地方創生推進交付金**
 - ② **地方創生整備推進交付金** (道・污水处理施設・港)
 - ③ **企業版ふるさと納税**
 - ④ **地域再生支援利子補給金**
 - ⑤ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**※
(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)
 - ⑥ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付
(**地域再生エリアマネジメント負担金制度**)※
 - ⑦ **商店街活性化促進事業**に係る手続・資金調達の特例等※
 - ⑧ 「**小さな拠点**」形成に係る手続・課税の特例※
(地域再生土地利用計画)
 - ⑨ 「**生涯活躍のまち**(日本版CCRC)」形成に係る手続の特例
 - ⑩ 農林水産業振興・6次産業化の施設整備に係る農地
転用許可の特例(地域農林水産業振興施設整備計画)
 - ⑪ 特定政策課題の解決に資する地方債の特例
 - ⑫ 補助金等交付財産の目的外使用に係る承認の特例

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針** (閣議決定) への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



- 平成17年の法制定以降、**7度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30)により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼应し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進